

## 太陽光発電設備にかかる 固定資産税の申告のご案内

町民課 資産税係

太陽光パネルを設置し、売電する場合は、**太陽光パネルなどの設備は固定資産税(償却資産)の申告対象となります。**

※課税区分は下の表「設置者および発電規模別の課税区分一覧表」をご確認ください。

別の課税区分一覧表とは、個人・法人が、事業のために用いることができる機械装置、運搬具、器具備品などの事業用資産をいいます。

(設置者が個人であっても、下記基準を超える売電目的であれば申告対象となります。)

**償却資産は、毎年1月末までに申告が必要です。**

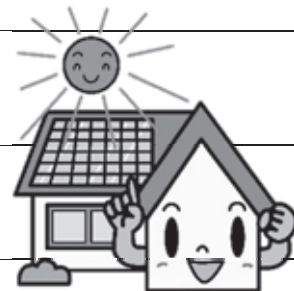
(新たに申告が必要となる方は、資産税係までお申し出ください。)

太陽光発電設備のうち、固定資産税における『償却資産』に該当する設備は、次のとおりです。

- ・太陽光パネル
- ・架台(レール)
- ・パソコンディスプレイ
- ・表示ユニット
- ・送電設備
- ・接続箱
- ・電力量計 など

《設置者および発電規模別の課税区分一覧表》

設置者	10キロワット以上の 太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10キロワット未満の 太陽光発電設備 (余剰売電)
個人	家屋の屋根や空き地などに、経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置し、発電量の全量又は余剰を売電する場合、事業用資産となることから、発電に係る設備は償却資産として <b>課税の対象となります。</b>	売電するための事業用資産とはなりませんので、償却資産としては <b>課税の対象外となります。</b>
個人 (事業用)	個人であっても、事業の用に供している資産は、発電出力量や、全量売電・余剰売電にかかわらず、償却資産として <b>課税の対象となります。</b>	
法人	事業のために用いる資産になります。発電出力量や、全量売電・余剰売電にかかわらず、償却資産として <b>課税の対象となります。</b>	



## 親御様向けの

**無料結婚相談会を開催します**

総務課 政策調整係

八百津町「学べる」結婚相談所では、未婚のお子さんを持つ親御様を対象に、無料の結婚個別相談会を開催します。

今どきの婚活事情、親としてのサポート方法、相談所のシステムについてなど、どんなことでもお気軽にご相談ください。

時 1月22日(火)

午後1時30分から3時30分

場 防災センター(役場西側)

他 ご予約が必要です。

申 総務課 政策調整係(内線2212)

E-mail: ketukon@town.yaotsu.lg.jp

HP番号 2740



問 町民課 資産税係(内線2119)

### 平成30年12月1日現在の人口

	人口	男性	女性	世帯数
総人口	11,039人	5,326人	5,713人	4,311世帯
(日本人)	10,914人	5,283人	5,631人	4,251世帯
(外国人)	125人	43人	82人	60世帯

※混合世帯は日本人世帯に含まれます。

### シルバー人材センター実績報告

10月	件数	125件
	就労人員	925人(実75人)
	就労時間	4,146.25時間
	受託金額	4,375,364円

シルバー人材センター ☎43-5567